

総行選第 1 1 3 号

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部選挙課長

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る
選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 8 条の 2 及び第 2 8 条の 3 の規定に基づく選挙人名簿の抄本の閲覧については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底について（通知）」（平成 2 1 年 5 月 2 6 日付け総行選第 2 9 号。）、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底について（通知）」（平成 2 7 年 3 月 2 7 日付け総行選第 2 2 号）等を踏まえ、支援対象者を除外して閲覧に供する等、かねてから適正な事務処理に努められていることと存じます。

さて、平成 2 8 年中に警察に寄せられたストーカー事案の相談等件数が引き続き高水準で推移しているなどこれらの事案を取り巻く厳しい情勢が続いていることや、規制対象行為の拡大等をその内容とするストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 1 0 2 号）が公布・施行されたこと等を踏まえ、平成 2 9 年 4 月 2 4 日、ストーカー総合対策（平成 2 7 年 3 月 2 0 日ストーカー総合対策関係省庁会議申合せ）が改訂されました。改訂後の総合対策においては、引き続き、選挙人名簿の抄本の閲覧の取扱いについて一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図ることとされています。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧等については、個人情報保護により一層配慮し、不当な目的による閲覧等の防止を強化するための措置について検討を行うとされています。

選挙人名簿の抄本の閲覧に関しては、総務省に設置された有識者による「投票環境

の向上方策等に関する研究会」においてその見直しの検討が行われ、選挙人名簿の内容確認手段について、縦覧を廃止して選挙人名簿の抄本の閲覧に一本化する改正公職選挙法が本年6月1日から施行されるとともに、平成28年9月9日に公表された同研究会の報告においては、「DV及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本については、閲覧の申出がいずれの者からなされた場合にも、被害者に係る個人情報の閲覧を求めること自体が不当な目的があるものと疑われることから、原則として閲覧させないこととする方向で考えるべき」とされたところです。

貴職におかれましては、選挙人名簿の抄本の閲覧に関し、下記のとおりより一層の厳格な取扱いにご留意いただくとともに、その運用に遺漏のないよう、貴都道府県内の市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

また、この通知は、地域の元気創造プラットフォーム（総務省・全国自治体情報共有データベース）における「調査・照会システム」を用いて電磁的記録を送信することにより行うこととし、書面の発送は行わないので御留意ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）として、住民基本台帳事務処理要領第5-10に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、住民基本台帳担当部署と連携を取り、以下のとおり取り扱うことが適当であること。

- 1 閲覧の申出に係る選挙人が支援措置対象者である選挙人名簿の抄本の閲覧の申出
 - (1) 支援措置対象者の申出の相手となる者（以下「相手方」という。）が判明しており、相手方から閲覧の申出に係る選挙人が支援措置対象者である選挙人名簿の抄本の閲覧の申出がなされた場合（選挙人名簿の抄本の閲覧者及び選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項を取り扱う者の中に相手方が含まれている場合を含む。）には、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがある申出として、法第28条の2第3項又は第28条の3第3項の規定により、閲覧を拒否すること。
 - (2) その他の第三者から閲覧の申出がなされた場合であっても、選挙人名簿の抄

本の閲覧制度の主たる趣旨は選挙人名簿の正確性の確保であるところ、住民基本台帳担当部署との連携により支援措置対象者の選挙人名簿の正確な登録は可能であること、また、支援措置対象者の個人情報保護の必要性が高いことに鑑みると、申出に係る選挙人が支援措置対象者である場合には、その閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときとして法第28条の2第3項又は第28条の3第3項の規定により、閲覧を拒否することができるものであること。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の抄本の閲覧の申出において特段の申出がない場合には、支援措置対象者を除く申出であるとみなし、支援措置対象者に係る記載のある部分以外の部分に限って閲覧に供することを原則とすること。なお、この場合、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿閲覧申出書に明記する等により、あらかじめその旨を申出者に明らかにすること。

以上